

## 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて

### 1 司法制度改革審議会意見書から

敗訴者に負担させる金額は、勝訴者が実際に弁護士に支払った報酬額と同額ではなく、そのうち訴訟に必要と認められる一部に相当しかつ当事者に予測可能な合理的な金額とすべきである。

敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれのある場合には、このような敗訴者負担を適用すべきではないと考えられる。このような敗訴者負担を導入しない訴訟の範囲及びその取扱いの在り方、敗訴者に負担させる場合に負担させるべき額の定め方等について検討すべきである。

この検討に当たっては、訴訟救助、法律扶助などの他の制度との関連や弁護士報酬の負担の在り方に関する国民の理解にも十分配慮すべきである。

### 2 敗訴者に負担させるべき額の定め方に関する主な考え方と検討課題

(民訴費用制度等研究会報告書より 第12回検討会資料12参照)

上限の金額を定め、その範囲内で裁判所が決定する方式

- (1) 金額の上限を定める考え方の根拠は、どう考えるか。
- (2) 裁判所が決定する判断基準は、どう考えるか。

訴訟の目的の価額を基礎として定める一定の割合とする方式

- (1) 訴訟の目的の価額の大きさによって割合を変えるかどうか。
- (2) 訴訟の目的の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、どのように取り扱うか。

請求認容額を基礎として定める一定の割合とする方式

- (1) 勝訴被告側の弁護士報酬の取扱いは、どう考えるか。

### 3 訴えの提起を萎縮させない方策に関する主な考え方

(民訴費用制度等研究会報告書より 第12回検討会資料13参照)

裁判所が政策形成型の訴訟と認めるときは敗訴者負担を免除するという方式  
労働事件、行政事件等のように類型を設定して、敗訴者負担を排除する方式  
政策形成型の訴訟の提起は、法律扶助ないし公的機関等の援助のもとに行われるべきものであるとの意見

### 4 関連する主な問題点と検討課題

(民訴費用制度等研究会報告書より 第12回検討会資料13参照)

上訴された場合

- (1) 審級ごとに敗訴者負担額を定めるかどうか。
- (2) 同一弁護士が上訴審も担当した場合はどうか。

代理人が複数の場合

- (1) 負担額は1人分に限るかどうか。

当事者が複数の場合

- (1) 複数当事者が同一の訴訟代理人を選任したときはどうか。

訴訟費用の一部負担が定められる場合

- (1) 弁護士報酬を含めた訴訟費用全体について負担割合を定めるかどうか。

### 5 その他